

コード	601031501
記入日	H23.6.1

課コード	102
課名	監査事務局
課長名	小柳 哲也
担当者	浦口 淳一

事務事業途中評価表

作成年度	平成 23 年度
------	----------

評価対象事業名称	監査委員管理費
----------	---------

事業種類	単年度繰返事業
事業期間	平成 17 年度 ~ 平成 一 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	6	政策名称	参加と行政による協働のまちづくり	款コード	2
施策コード	601	施策名称	行財政の効率化の推進	項コード	6
基本事業コード	60103	基本事業名称	効率的、効果的な財政運営と役場のスリム化	目コード	1
事務事業コード	6010315	事務事業名称	監査委員管理費	細目コード	180
関連計画			法令・条例規則等	地方自治法第195条、新上五島町監査委員に関する条例	

計画 (PLAN)

※単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。

対象：誰、何を対象しているのか		対象指標：対象の大きさを表す指標				
(対象1) 町監査委員		(対象指標1) 2人				
(対象2)		(対象指標2)				
事業の概要：具体的なやり方、手順、詳細を記入		活動指標：事務事業の活動量を表す指標・達成率（上段：全体、下段：評価年度）				
(全体)	(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
*****	・ 出納検査 12回 (39日) ・ 定期監査 1回 (12日) ・ 決算審査 1回 (11日) ・ 財政援助団体監査 0回	① (達成率分析)	***** 3件	***** 75%	***** 実施監査数3件+監査 計画件数4件	***** 平成22年度
		② (達成率分析)				
目的：何をしたいのか		成果指標：目的の達成度を表す指標・達成率（上段：全体、下段：評価年度）				
	・ 町の予算執行が法令及び条例等に従い適切に処理されているか証拠書類に基づき審査することを目的とする。	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
		① (達成率分析)	***** 62日	***** 93%	***** 監査実施日数62日+計 画日数67日	***** 平成22年度
		② (達成率分析)				

実施 (DO)

※単年度繰返事業については、評価終了した年度及び評価年度を記載し、その合計を全体計画欄に記載する。

	単位	全体計画		21年度以前	22年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度以降
		計画	実績	実績	計画	実績	計画	計画	計画	計画	計画
活動指標	① 件	24	23	20	4	3					
	②										
成果指標	① 日	369	364	302	67	62					
	②										
総事業費 C (A+B)	千円	93,252	93,200	77,620	15,632	15,580					
直接事業費 A	千円	9,252	9,200	7,620	1,632	1,580					
人件費 B	千円	84,000	84,000	70,000	14,000	14,000					
内訳	従事職員数	人	12.0	12.0	10.0	2.0					
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
Cの財源内訳	国補助金	千円									
	県補助金	千円									
	起債	千円									
	その他	千円									
一般財源	千円	93,252	93,200	77,620	15,632	15,580					

評価

※理由の欄は必ず記載すること。

妥当性	・町が税金を投入して行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由	地方自治法195条に設置が義務付けられている。
	・時代情勢や環境の変化などを考慮しても、事業を行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由	時代情勢を考慮した場合、今後監査委員の役割はますます重要になっていくと思われる。
	・事業の対象・目的は適切ですか。	●適切 ●不適切	理由	地方自治法に基づき設置しており、適法・適切である。
有効性	・現在の事業の進め方が期待されるような成果をもたらしていますか。	●いる ●いない	理由	町政の執行が各種法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか監視し、その結果を報告している。
	・成果を向上させる余地はありますか。	●ある ●ない	理由	検査や審査等のより積極的な実施により、更なる事務の適性化・効率化が図られる。
	・事業を行わない場合の影響はありますか。	●ある ●ない	理由	法律違反となる。
	・類似事業との整理統合はできませんか。	●できる ●できない	理由	独自の意志決定機関として存在している。
効率性	・直接事業費を削減することはできませんか。	●できる ●できない	理由	委員の報酬及び費用弁償がほとんどを占めており、削減することは難しい。
	・人件費を削減することはできませんか。	●できる ●できない	理由	平成23年度からは、議会事務局の業務を併任することにより、更なる人件費の削減を図る。
	・受益者負担は適正ですか。	●はい ●いいえ	理由	受益者負担は発生しない。

改善

改善策	1次評価	妥当性	地方自治法195条により設置しており妥当である。
		有効性	町政の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを審査する機関として有効である。
		効率性	経費は監査委員の報酬及び費用弁償がほとんどであり、最小限の経費で行っている。
		課題に向けた改善策	特になし。
	2次評価	妥当性	1次評価のとおり。
		有効性	1次評価のとおり。
		効率性	1次評価のとおり。

住民等の意見	
町の対応	

今後の事業の方向性	1次	2次	3次	
	●	●		このまま事業を継続
				事業内容を見直して事業を継続
				事業費を見直して事業を継続
	1次	2次	3次	
				類似事業と整理統合
				事業の休止
				事業の廃止

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。